

## ○愛媛県立中央病院ドクターカーに関わる相互応援協定書

愛媛県公営企業管理者（以下「管理者」という。）と大洲地区広域消防事務組合長（以下「事務組合」という。）との間において、愛媛県立中央病院（以下「中央病院」という。）が運用する道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項第1号の5の規定に基づく緊急自動車（以下「ドクターカー」という。）に関し必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、救命救急を要する事態が発生した場合において、中央病院が所有するドクターカーの運用について、管理者と事務組合（以下「協定者」という。）との相互応援を円滑迅速に実施し、多くの傷病者を救命することを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定は、原則として大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）管内の区域において適用する。ただし、ドクターカーの運用上必要な場合はこの限りでない。

（ドクターカー出動の要請）

第3条 消防本部は、災害、事故、重篤疾患等その他事態の種類に関わらず、必要と判断した場合は、ドクターカー出動を要請することが出来る。

2 ドクターカー出動要請の決定については、消防本部の判断によるものとする。

（要請の方法）

第4条 出動の要請は、原則として中央病院ホットラインにより行うものとする。

（現場の指揮）

第5条 災害、事故等の現場における指揮は、消防本部の現場指揮本部の長が行い、ドクターカーを利用した医療行為は、その指揮下におかれる。

2 現場指揮本部の長は、ドクターカーを利用して医療行為を行う医師及び看護師等（以下「医師等」という。）の安全を確保した上で、現場の医療行為については速やかに医師等に全権を委ねるものとする。

（医療行為）

第6条 医師等による医療行為は、原則として現場及び患者の搬送途上において行うものとする。

（経費の負担）

第7条 ドクターカー出動に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

(1) 病院側が負担する経費

ア 医師等の給与、旅費等の人件費

イ ドクターカー車両の運行委託費及び燃料費

ウ ドクターカー車両及び装備・積載機械器具の維持管理費

エ ドクターカー車両の自動車保険料

(2) 消防本部が負担する経費

消防本部職員の給与、旅費等の人件費

2 経費の負担について、疑義ある場合は、協定者において協議のうえ決定するものとする。

（公務災害補償）

第8条 ドクターカー出動に際し、活動中の事故における公務災害補償については、医師等については病院側において補償し、消防本部職員については事務組合において補償するものとする。

（他協定との関係）

第9条 この協定は、事務組合が別に締結した消防組織法に基づく協定を妨げるものではない。

（実施細部）

第10条 この協定の実施細部については、別に規定する「愛媛県立中央病院ドクターカー運行要領」（以下「運行要領」と言う。）によるものとする。なお、運行要領は運用に際し疑義が生じた場合には、変更することができるものとする。

（改廃）

第11条 この協定の改廃は、協定者の協議により行うものとする。

（疑義等の決定）

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた事項については、協定者の協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成22年3月24日から施行する。

平成22年3月8日

愛媛県公営企業管理者

大洲地区広域消防事務組合  
組合長